

岐阜市農業経営収入保険加入促進事業実施要領

令和4年6月23日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）及び岐阜市農林水産関係補助金交付要綱（平成11年3月25日決裁。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響等による農業経営リスクに保険に加入することにより備え、経営の安定化を図るため、全国農業共済組合連合会と業務委託契約を締結する岐阜県農業共済組合が取り扱う農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）の保険料に対し岐阜市農業経営収入保険加入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 この事業の補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で農業を営む個人又は法人
- (2) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの日を保険期間の開始日として、収入保険に新規加入した者
- (3) 収入保険の加入者が負担する保険料等のうち、積立金及び付加保険料を除いた金額が、5万円以上となる者

(交付申請)

第4条 補助金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、収入保険に係る保険関係の成立後、岐阜市農業経営収入保険加入促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して申請するものとする。

- (1) 収入保険証書の写し又は収入保険に加入したことを証明できるもの
- (2) 収入保険の保険料等明細一覧
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて調査等を行い、交付又は不交付を決定し、岐阜市農業経営収入保険加入促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第6条 申請者は、前条の規定により、交付の決定の通知を受けたときは、岐阜市農業経営収入保険加入促進事業補助金請求書（様式第3号）により、市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、規則第19条の規定により交付の決定の取消しを行ったときは、岐阜市農業経営収入保険加入促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業のその取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて岐阜市農業経営収入保険加入促進事業補助金返還命令書(様式第5号)により当該補助金の返還を命じるものとする。

(書類の整備)

第9条 交付対象者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を整備し、補助金に係る会計年度の翌年度から起算して5年間、保管しておかなければならない。

(補助金の交付手続の特例)

第10条 規則第4条、第5条、第7条、第15条、第16条又は第18条の規定は、補助金の交付に係る手続については、適用しない。

附 則

この要領は令和4年7月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（あて先）岐 阜 市 長

所在地
名 称
代表者

岐阜市農業経営収入保険加入促進事業補助金交付申請書

岐阜市農業経営収入保険加入促進事業補助金の交付を受けたいので、岐阜市農業経営収入保険加入促進事業補助金実施要領第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

また、この申請をするに当たり、岐阜市補助金等交付規則、岐阜市農林水産関係振興補助金交付要綱及び岐阜市農業経営収入保険加入促進事業補助金実施要領に定める事項に同意し、及び遵守することを誓約します。

記

1. 補助金交付申請額 金 10,000 円

2. 添付書類

- (1) 収入保険証書の写し又は収入保険に加入したことを証明できるもの
- (2) 収入保険の保険料等明細一覧
- (3) その他市長が必要と認める書類

様

岐阜市長



交 付

岐阜市農業経営収入保険加入促進事業補助金 決定通知書
(不交付)

年 月 日付で申請のあった岐阜市農業経営収入保険加入促進事業補助金交付申請については、岐阜市農業経営収入保険加入促進事業実施要領第5条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金の決定額 金 10,000 円

- 2 補助金の対象事業

- 3 補助金の交付条件
 - (1) 補助事業の実施に際しては、岐阜市農林水産関係補助金交付要綱及び岐阜市農業経営収入保険加入促進事業補助金実施要領の規定を遵守してください。
 - (2) この補助金に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助金に係る会計年度終了後5年間保管してください。
 - (3) 前2号の規定に違反したときその他不正な行為があったときは、補助金の返還を命じることがあります。
 - (4) この補助事業に係る一切のことについて、市が監査を行うことがあります。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）岐 阜 市 長

所在地
名 称
代表者
電話番号

岐阜市農業経営収入保険加入促進事業補助金請求書

岐阜市農業経営収入保険加入促進事業実施要領第6条第1項の規定に基づき、下記の金額を請求します。

記

金 10,000 円

（希望する振込口座）

金融機関名			
本・支店名		預金種別	
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

※本人名義の口座を記入してください。

様式第4号（第7条関係）

岐阜市指令 第 号
年 月 日

様

岐阜市長



岐阜市農業経営収入保険加入促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け、岐阜市指令 第 号で交付（決定）した岐阜市農業経営収入保険加入促進事業補助金について、岐阜市農業経営収入保険加入促進事業実施要領第7条の規定により下記のとおり交付決定を取り消すことを決定したので通知します。

1. 補助金交付決定取消額 10,000 円

2. 取消の理由

様式第5号（第8条関係）

岐阜市指令 第 号
年 月 日

様

岐阜市長



岐阜市農業経営収入保険加入促進事業補助金返還命令書

年 月 日付け岐阜市指令 第 号で交付した岐阜市農業経営収入
保険加入促進事業補助金について、岐阜市農業経営収入保険加入促進事業実施要領第
8条の規定により下記のとおり返還されるよう命じます。

記

1. 返還金 10,000 円

2. 返還期限 年 月 日

3. 返還理由